

2026年3月吉日

お客さま各位

香川県信用組合

### 手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

このたび香川県信用組合（理事長 右川 俊二）では、政府の手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、以下の対応を実施しますのでお知らせいたします。

現在、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、代替手段としての「法人向けビジネスバンキング」や「電子記録債権（でんさい）サービス」等の電子決済サービスへの移行を積極的に行っておりますので、早期移行をご検討くださいますようお願いいたします。

### 記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定 **《最終振出期限：2026年9月30日（水）》**  
2026年10月1日（木）以降に振出された当組合の手形・小切手は、当座預金から支払いいたしません。
2. 当組合以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付終了  
**《受付終了日：2026年9月30日（水）》**  
2026年10月1日（木）以降、当組合以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の、すべての預金口座への入金受付はいたしません。  
※取立受付は2027年3月末まで可能です。ただし、当組合を支払地とする場合は2026年9月末振出分まで、当組合以外の金融機関を支払地とする場合は、その金融機関が定めた振出期限までに振出されたものに限ります。
3. 自己宛小切手の発行受付終了 **《受付終了日：2026年9月30日（水）》**  
2026年10月1日（木）以降、当組合で預金小切手（自己宛小切手）の発行はいたしません。
4. すでに公表・実施している対応
  - ・手形・小切手帳の発行受付終了 **《受付終了日：2026年3月31日（火）》**
  - ・払戻請求書による当座預金の払戻の取扱開始 **《取扱開始日：2026年3月2日（月）》**
  - ・当座預金の新規口座開設の終了 **《受付終了日：2025年9月30日（火）》**
  - ・2027年4月1日（木）以降を振出・期日とする手形・小切手の取立受付の停止  
**《受付停止日：2025年8月1日（金）》**

※ご不明な点につきましては、お近くの営業店窓口までお問い合わせください。

以 上

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後のスケジュール

《手形・小切手を振り出しているお客さま》

	2026年	2027年
払戻請求書	払戻請求書による払出（2026年3月から）	
手形帳・小切手帳の発行	発行可	※手形帳・小切手帳の発行受付終了 （2026年3月31日）
手形・小切手の振出	振出可	※手形・小切手の最終振出期限 （2026年9月30日）

《手形・小切手を受け取りになるお客さま》

	2026年	2027年	
入金 取立	支払地（当組合）	受付可 ※振出日が2026年10月1日以降の手形・小切手を除く	
	支払地（他の金融機関）	受付可 ※受付終了（2026年9月30日）	
	支払地（当組合）	取立可 ※振出日が2026年10月1日以降、 または支払期日が2027年4月1日以降の手形・小切手を除く	※取立受付終了 （2027年3月31日）
	支払地（他の金融機関）	取立可 ※振出日が各金融機関の設定した振出期限を超過、 または支払期日が2027年4月1日以降の手形・小切手を除く	※取立受付終了 （2027年3月31日）